

平成 23 年第 19 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成23年第19回教育委員会会議

1 日 時 平成23年11月21日（月） 13時30分～15時

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	設 楽	雅 代
委員	西 村	真 理
委員	北 原	敬 文
教育次長	町 田	隆 敏
生涯学習部長	長 岡	豊 彦
学校施設担当部長	梅 津	康 弘
計画課長	山 田	篤 身
学校教育部長	金 山	正 彦
教職員課長	池 戸	和 俊
服務担当係長	八木野	久
指導担当部長	池 上	修 次
指導担当課長	横 山	学
指導担当係長	相 沢	克 明
教育研修担当部長	風 無	隆 夫
研修担当課長	佐々木	雅 男
中央図書館長	長谷川	利 雄
調整担当課長	小 松	宏 人
企画担当係長	宮 野	純 一
総務課長	長谷川	雅 英
庶務係長	宮 地	宏 明
書 記	川 畑	千 沙

4 傍聴者 1名

5 議 題

報告第1号 第2次札幌市図書館ビジョン（案）に対する市民意見募集の結果等について

議案第1号 札幌市立小学校の通学区域の設定について

- 議案第2号 札幌市立高等学校教育課程編成基準の全部改正について
- 議案第3号 札幌市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案の提出について
- 議案第4号 平成23年度一般会計補正予算案に係る意見について
- 議案第5号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第6号 教職員に対する懲戒処分について

◎ 開 会

○山中委員長 それでは、平成23年第19回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議につきましては、白井委員、池田委員のお2人から、所用により会議を欠席するとの連絡がありました。

本日の会議録の署名は、設楽委員と西村委員にお願いいたします。

本日の議案のうち、議案第4号につきましては、議会の議案にかかわる市長への意見の申し出に関する事項、議案第5号、それから議案第6号につきましては、職員の人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定によって公開しないということにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第4号から議案第6号につきましては、公開しないことといたします。

◎ 議 事

◎報告第1号 第2次札幌市図書館ビジョン（案）に対する市民意見募集の結果等について

○山中委員長 まず、報告第1号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○中央図書館長 中央図書館館長の長谷川でございます。

報告第1号は、第2次札幌市図書館ビジョン（案）に対する市民意見募集の結果等について報告するものでございます。

委員の皆様には、本年7月15日の会議で、ビジョン案を報告させていただきました。その後、約1カ月間、ビジョン案に対する市民意見募集を行いました。本日は、その市民意見募集の結果についてご報告をいたします。

お手元の資料の市民意見募集の結果等についてをご覧ください。

項目1にありますとおり、意見募集は9月27日から10月27日までの1カ月間、図書館を初め144カ所で資料を配布し、項目2にありますとおり、20人の方から合計57件の意見をいただきました。そして、それらの意見をどう反映するかにつきましては、一番下の項目3の2行目以降にございますが、1件はビジョンに反映し、それ以外のご意見は今後ビジョンを具体的に進めていく上での参考にさせていただきたいと考えます。

それでは、どういうご意見があったかということにつきましては、1枚めく

っていただきまして別紙1をごらんください。

いただいたご意見を、ビジョンの基本方針、施策の方向性ごとに整理をいたしました。

基本方針1の市民の生活や活動に役立つ図書館につきましては、ご意見が9件ありました。多かったものは、施策の方向性1で、新刊図書や視聴覚資料など図書等の収集についての要望、意見が6件ありました。施策の方向性3については、無線LAN環境の整備についての意見が2件ございました。

続きまして、基本方針2の本・人・文化を結ぶ図書館につきましては、15件ございました。多かったものとしては、施策の方向性2でございまして、案内表示等の充実について、窓口で次回休館日を表示してほしいなどのご意見が3件、また電算システムの改修につきまして、検索速度の向上などのご意見が9件ございました。

基本方針3の広く情報を発信し、市民とともに成長する図書館につきましては、9件でございました。施策の方向性1では、テレビやラジオで図書館の本を紹介する、また、図書館みずから出版事業を行うなど、情報発信の充実や普及事業についての意見が2件、施策の方向性2では、市民意見の把握や公表についての意見が2件、施策の方向性3では、民間活力導入について民間に任せて経費節減を図るべきだ、あるいは、導入に当たってはサービスの向上につながるか十分検討すべきだなどの意見が3件ありました。

最後のその他は、ビジョン案そのものというよりは、図書館のサービスや施設の充実についての要望が24件ございました。

1枚めくっていただいて、別紙2は、いただいたご意見の詳細版でございます。

別紙3をご覧いただきたいと思います。

先ほど冒頭で申し上げましたとおり、いただいたご意見のほとんどは、ビジョン案に対して反対や修正を求めるものではなくて、ビジョンを進めていく上でこんなふうにしたらいという内容でございましたので、ビジョンを具体的に推進していく上で、今後の参考意見にさせていただきたいと思います。ただ、1件のご意見につきましては、ビジョン案に反映させる必要があると考えまして、その内容がこの別紙3でございます。

どこをどのように修正するかにつきましては、変更前、変更後とありますが、変更前の欄の2段落目をご覧ください。

「また、図書館の利用者から寄せられる意見や要望の分析を行うことにより、サービスの向上を図っていきます」としておりました。いただいたご意見は、それらの意見や要望を公表する旨を追加してはどうかという内容でございました。

そこで検討した結果、表の下の修正理由という欄の3行目を見ていただきたいのですが、「市民への情報提供を推進するという観点」から追加して記載することがよいのではないかとすることにいたしました。

そこで、修正後の内容は、もう一度、上の表を見ていただきまして、変更後のところでございます。その2段落目の下線部をご覧くださいと思います。「サービスの向上を図るとともに、寄せられた意見や要望を取りまとめたうえ、公表していきます」というふうに修正いたしました。

以上が市民意見募集の結果でございます。

続きまして、前回、7月15日の教育委員会会議の場で委員からいただいたご意見がございます。それについて、中央図書館で検討した結果をご報告いたします。

ご覧いただきたい資料は、一番最後の別紙4でございます。

裏面をご覧くださいませでしょうか。

裏面の右側半分、真ん中辺に、基本方針3がございます。そのうちの下の施策の方向性2の市民との協働の中に、ボランティアとの協働の場の拡大という項目が網かけでございます。

その取り組み内容としましては、「書架整理や館内の利用案内など、ボランティアとの協働の場を拡大」することとしております。いただきましたご意見は、この内容のところに、学校開放図書館のボランティアとの連携を特出しして追加してはどうかというご意見でございました。

検討した結果、追加しないということにいたしました。といいますのは、ビジョン案でボランティアとの連携の強化を既にうたっております。学校開放図書館も含めていろいろなボランティアの方々を想定しております。そういった関係から、あえて学校開放図書館のボランティアだけの特出しするということはしない方がいいというふうに考えたからでございます。

以上がいただいたご意見の検討結果でございます。

以上で説明を終わりますけれども、今後のスケジュールにつきましては、本日も了承いただけましたら、この報告案により、来月、文教委員会に諮りたいと思います。そして、その結果を再度、議案として教育委員会会議に諮りビジョンを最終的に確定させ、その上で年内に公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問なり、さらにはご意見等がございましたらお願いします。

○西村委員 一つは、このご意見の概要と札幌市の考え方という別紙2がありますね。これは、どこかで公表されることになるのですか。

○中央図書館長 ホームページです。

○西村委員 この期間は、いつからですか。

○企画担当係長 時期は、図書館ビジョンの公表にあわせて、ですから12月下旬になるかと思います。

○西村委員 それであれば、この中で2点ほど気になったことがあります。

一つは、別紙2の1ページ目の2という項目の質問に対しての答えですが、これは税金を利用して多様な資料を収集しても、それを利用する市民は少ないのではないかと思うという質問です。これは、税金を使って資料を集めても無駄ではないかというふうに私は採ったのですが、答えの方がそれに対応しているのかなと思ったのです。どうでしょうか。私は読んでいて、この質問の答えに合っていないのかなと思ったのです。

○中央図書館長 いただいたご意見は、資料を用意することについては、多分、了解されていると思うのですけれども、多様なというところがポイントなのではないかと思いました。それで、多様な資料を収集することについては、必要性があるということを経営案で最初に謳っております。

もう一つは、実際にそれだけ利用する人がいるのですかというのが後段の質問かなと思いました。それについても、「また」以降で、実際にアンケートをとってみますと幅広く利用されていますというふうにお答えをしたところです。

○西村委員 私が思ったのは、利用する人は少なくとも、図書館の使命として資料を集めることには意義があるのだみたいなことが書かれるのかなと実は思ったのですが、そうではないのですか。利用する市民の幅も広いと、人数ではなくて幅ですね。

○中央図書館長 使命的な話は、答えの考え方の上段で、ビジョン案では生活や活動に役立てるよう幅広く資料を用意していくというふうに、使命とは書きませんでしたけれども、そういう考え方ですというふうに書かせていただいています。

○西村委員 あとは、少人数ということですが、そこは幅広い人たちが来るので、小さなことにこだわってしまって申しわけないのですが、少数ということと幅広いということがリンクしないのです。

○山中委員長 言いたいことは、少数であっても幅広いですよということですね。

○西村委員 そういうことが入っていればいいのですが、答えになっていないような気がしたのです。少数ではあるけれども、幅広いジャンルで求めている人がいますよとか。

○山中委員長 この方は、少数ではないかというふうに意見を出しているのですけれども、少数かどうかというところ自体はどうですか。

○中央図書館長 実態上は、そこまではつかみづらいところです。

○山中委員長 そうなると、少数だということを前提には書けないということですか。だから、むしろ、幅広いという、ちょっとすれ違いの感じもあるけれども、少数ではあるけれどもとは書けないので、幅広いという方を書くということになるのですか。

○中央図書館長 そうです。ジャンルの的には、皆さんいろいろなものをご利用になっていますという言い方しかできないところです。

○北原委員 もしも、西村委員のおっしゃる趣旨を生かすとしたら、ビジョン案では、子どもから高齢者まで、その生活や活動に役立てるよう、利用者数に関わらず幅広い分野の資料や情報を提供することとしていますという言い方をすれば、もし、そういう言い方が可能であれば、西村委員のおっしゃっている部分はクリアされると思います。

○西村委員 この人の質問は、少数だから資料を集めなくてもいいのではないかというような趣旨の質問だとすれば、いや、そんなことはないですよ、少数でも集めなければいけないのですよということを答えるのが本筋ではないかと思うのです。質問に対して、答えははぐらかされているような。

○山中委員長 そういう面がないとは言えないので。かといって、少数だということを前提にもできないとすれば、北原委員が言われたように。

○北原委員 人数に関わらずということです。

○山中委員長 ということ表現した方が無難かなということです。

それから、もう一点をお願いします。

○西村委員 また小さなことで申しわけないのですが、次の3ページに、特に12、13、14、15の一つに、隣の札幌の考え方が一本になっています。答えのところに、「いただいたご意見も参考にさせていただきます」とあります。2ページ目にも何個かあるのですが、「いただいたご意見も参考にさせていただきます」という札幌市の考え方、こういう書き方が何カ所か見られます。私の印象ですが、どうも冷たく感じるのです。「意見も参考にさせていただきます」ということで、意見の一つに過ぎないのですが、「意見も」という「も」も気になるところです。

○山中委員長 「意見を」の方がいいですか。

○西村委員 意見を参考にさせていただきますだと、まだ私の意見も採用されるのかなと思います。ということが一つです。

もう一つは、意見を参考にして何をしますという答えの方が、札幌市の考え方としてはいいのかなと思ったのです。ですから、文章の書き方なのですが、例えば「ビジョン案では、誰もが目的の情報を簡単に見つけることができるよう検索システム等を改善することにしており」、そして「システムを更新する

際に、いただいたご意見も参考にさせていただきます」となっていますが、ここを、いただいたご意見を参考にさせていただき、だれもが目的の情報を簡単に見つけることができるよう、検索システム等を改善していくことといたしますというふうにした方が、札幌市はこうしたいのだという感じになるのかなと思ったのですね。

これは、文章の入れ替えですね。

○山中委員長 その場合は、その意見を参考にすることが強くなりますね。

○西村委員 いただいた意見などもでもよろしいですが、要するに、札幌市が何をしたいのかということですね。札幌市が何をやりたいのかということを経営の最後に持ってきて、こういうことをしたいのだということを出した方が、アピールとしてはいいのかなと思います。

○山中委員長 そうですね。

今、西村委員自身が言われたように、「意見を」だけではきつくなるとすれば、「意見などを」と「など」を入れることによって、その意見だけでなくほかの意見も、ほかの要素も考慮しながら、こういうことを推進していくという述語が札幌市のやりたいことの方を出していくという形で、その点は考え方としては、より提案に対して取り組んでやっていくのだなという感じになっていると思います。やりたいことをやっていくのだなと全体的に感じます。

多少、文章の前後を入れかえる形で、いただいたご意見なども参考にというのはどうかなと思います。

○中央図書館長 そちら辺は工夫をさせていただきます。

○山中委員長 1点伺いたいのですが、別紙3の関係で、「サービスの向上を図るとともに、寄せられた意見や要望を取りまとめたい、公表していきます」とあります。これは、最初からいただいたご意見を公表しますよという前提でやっていくということではないとまずいというか、その際に自分の意見を公表されるかもしれないということをあらかじめ知っていないとまずいだろうという気がするのです。そうであれば、匿名で出したいという方もいるかもしれません。

他方、公表しますよということで、件名になるのだといたら、そういう方が少ないと思うけれども、名前を出したいということでどんどん出してくると。名前を出すのはいいことではあるけれども、他方、自分の名前を公表してもらってPRするというに使われる場合もあるかもしれません。その辺をどう考えるのかということですね。単純に公表しますよということで、この段階ではそれでいいかもしれませんが、具体的に公表する場合にはちょっと考えておかなければならない問題があると思います。公表を前提に意見や要望を出してい

ただくという、その辺はどうお考えですか。

○中央図書館長 今回の段階ではこんなふうに考えておりますけれども、市民の声を聞く課というところがございまして、そこにはいろいろな意見、要望が参ります。一件一件、具体的な内容と、それにあわせてお名前を出すというような公表の仕方ではなくて、どちらかといえば、少し抽象的な形を出しているというふうに市民の声を聞く課はやっています。基本的には、そんなところを見習いながら、私どもの方も、委員長がおっしゃったような弊害が起きないように工夫はしていきたいと思えます。

○北原委員 そのことを示すのが、「取りまとめたうえ」という表現ですね。

○中央図書館長 そうです。

○山中委員長 丸々そのまま出すのではなくて、整理して公表していくという形で、それを取りまとめという言葉で表現しているわけですね。

○中央図書館長 はい。

○山中委員長 そうであれば、具体的に実際に進めていく上で、それなりの注意を払っていただくということで理解してよろしいかと思えます。十分ご注意いただきたいと思えます。

○中央図書館長 了解しました。

○山中委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、この報告については、これで了承ということにさせていただきます。今、多少の修正意見が出されましたので、それに基づいて修正させていただきますが、基本的には了承ということで、次に進みたいと思えます。

◎議案第1号 札幌市立小学校の通学区域の設定について

○山中委員長 それでは、議案第1号につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の梅津でございます。

私から、議案第1号の札幌市立小学校の通学区域の設定についてご説明をいたします。

本議案は、小規模化が進む南区真駒内地区における小学校の規模適正化のため、真駒内、真駒内南、真駒内曙及び真駒内緑の四つの小学校を廃止し、真駒内公園小学校及び真駒内桜山小学校の2校を新設することに伴い、新たな通学区域を設定するものでございます。

4校の廃止及び2校の新設につきましては、札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案として、本年5月24日に開催されました平成23年第7回教育委員会会議におきまして、適当である旨、ご意見をいただいた上で、第2回定例市議会に提出をいたしまして、6月30日に可決されたところでございます。

これにより、真駒内公園小学校及び真駒内桜山小学校の名称及び位置が決定いたしました。また、通学区域の設定及び変更に関することにつきましては、札幌市教育委員会事務委任等規則において教育委員会の権限に属する事務とされておりまして、札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会の答申などをもとに、今回、教育委員会会議にてご決定いただくものでございます。

今回の通学区域の設定案につきましては、真駒内地域小規模校検討委員会からの意見書などをもとに検討を行いまして、本年11月14日に開催いたしました札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会からも妥当である旨、答申をいただいております。また、地域説明会等によりまして、地域の皆様にもご理解をいただいているところでございます。

それでは、議案に添付いたしました、インデックスがついているかと思いますが、区域図をご参照していただきながらご説明させていただきます。

通学区域の設定に当たりましては、統合後の学級数や通学距離等を総合的に勘案いたしまして、区域図では太い赤線で示しておりますとおり、真駒内地域を南北に分けまして、真駒内小学校と真駒内曙小学校の区域をあわせて真駒内公園小学校の通学区域に、それから真駒内南小学校と真駒内緑小学校の区域をあわせて真駒内桜山小学校の通学区域にそれぞれ設定をいたしました。

また、真駒内公園小学校は現真駒内曙小学校を、真駒内桜山小学校は現真駒内南小学校を活用することとしております。

この通学区域とした場合には、当面、適正な規模の学級数を保てるものと考えております。

また、通学距離につきましては、現在、真駒内小学校に通っている児童の通学距離が最長で1キロ程度延びまして、最も遠い箇所では約1.9キロから2キロの距離となりますが、小学校の通学距離につきましては、札幌市では2キロ以内を目安としておりますので、この目安にもおさまっているものでございます。

なお、施行期日につきましては、統合校の開校にあわせまして、平成24年4月1日とするものでございます。

以上で、私からの終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、あるいはご意見はございますか。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、特にございませんので、議案第1号につきましては、事務局の提案どおり決定することにいたします。

◎議案第2号 札幌市立高等学校教育課程編成基準の全部改正について

○山中委員長 続いて、議案第2号につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○池上指導担当部長 指導担当部長の池上です。

それでは、私から、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案第2号をご覧ください。

本議案は、平成16年8月24日に教育委員会で決定していただきました現行の札幌市立高等学校教育課程編成基準の全部改正についてご審議をお願いするものでございます。

この編成基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条及び第33条に基づきまして、市立高等学校の教育課程について、高等学校学習指導要領に加え札幌市としての基準を定めるものとして昭和55年に制定しました。その後、高等学校学習指導要領の改訂等に伴いまして平成4年に全部改正を行い、以後、平成12年、平成14年、平成15年、平成16年と一部改正を行ってきたところでございます。

このたび、現行の高等学校学習指導要領の全部が改正され、平成25年度から新学習指導要領が学年進行で適用されるとともに、新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間の特例によりまして、理数に関する各科目については来年度平成24年度から学年進行で前倒しにより適用されることから、本基準の全部改正が必要となったものでございます。

また、昨年度末をもって、啓北商業高校の定時制課程が閉課となりまして、商業に関する学科が、啓北商業高校の全日制課程の未来商学科のみとなりました。これまで、編成基準において規定しておりました商業科の目標が不要となったことから、このたびあわせて改正するものであります。

そのため、このたびご審議いただく改正案は、議案第2号の2枚目、別紙案の札幌市立高等学校教育課程編成基準及び、3枚目の別記1の専門教育を主とする学科及び普通科専門コースの目標、4枚目と5枚目の別記2の主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数となります。

それでは、改正案の具体的な内容につきまして、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

赤いインデックスの資料とついた1ページをご覧ください。

全体を通して、アンダーライン部分が改正案の該当箇所となっております。

まず、1ページ冒頭の5行ですが、これは改正案で示す編成基準及び学習指導要領が変更になったことに伴い、文言を修正した部分でございます。

次に、1についてですが、この項では、新学習指導要領において、専門教育

に関する各教科・科目の名称が変更になっていることに伴い、修正しました。
「主として専門学科において開設される」という変更になっています。

2については現行どおりで、変更はございません。

次に、3についてですが、改正案の(3)の部分と、2ページ目の(5)(6)(7)につきましては、該当する項目の新学習指導要領の規定箇所及び表現の変更に伴い、修正したものでございます。

また、2ページの(4)については、新学習指導要領において、新たにできる規定として盛り込まれたものであることから、他の項目同様、教育長への届け出義務を追加しました。

さらに、表の左側、現行基準の(7)については、新学習指導要領にその旨の記載がないことから削除いたしました。

次に、4についてですが、この部分は、先ほど本基準の改正が必要となった理由としてご説明させていただきましたとおりでございます。

続きまして、3ページの別記1をごらんください。

この部分につきましても、先ほどご説明させていただきましたが、1の(1)商業に関する学科の商業科の記載をすべて削除したものでございます。それ以外についての変更はございません。

最後に、5ページと6ページの別記2についてでございます。

文字が小さくなって大変申しわけございませんが、これは主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数については、新学習指導要領において現行と同様に設置者が定めることとなっております。この規定を踏まえまして、札幌市として各専門教科・科目の標準単位数を規定したものが、別記2でございます。

例えば、次のページの6ページに、先ほどご説明しましたが、来年度から前倒しで適用されることとなる5の理数に関する各科目の科目名と標準単位数を示しておりますが、三つ目と四つ目を見比べていただければと思いますが、左側の現行基準では、理数数学探究という科目が4から10単位、それからその下の理数物理が4から10単位となっておりますが、右側の改正案では、上から三つ目の理数数学特論が4から10単位、理数物理が3から10単位ということで、例えば科目そのものが変わっているもの、それから標準単位数が現行の規定から変更になっているものを改正として示しております。

これと同様に、他の教科・科目におきましても変更となっている部分がありますが、これらは新学習指導要領及び各解説の記載内容を踏まえますとともに、既に本年3月に道立高等学校教育課程編成基準の規定が決定済みですので、そのことも参考として、札幌市教育委員会として必要な見直しを行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○西村委員 これは、総授業数はこの改定によってどうなるのですか。1人の子どもがやらなければいけない時数という意味ですね。

○相沢指導担当係長 いわゆる卒業までに必要な最低の単位数は変わっていません。

○西村委員 その科目間とか科目の名前によってちょっとばらつきがあると。

○相沢指導担当係長 そうですね。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

現場の方で十分理解していますか。

○相沢指導担当係長 基本的には、新学習指導要領の趣旨のところについては、これまで何度となく説明してきていますので、それを踏まえながら、今度は具体的に各学校の方で新学習指導要領を編成していますので、またこの基準をもとにして周知徹底を図っていきたいと思っています。

○山中委員長 それでは、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第2号につきましては、提案どおり決定ということとさせていただきます。

◎議案第3号 札幌市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案の提出について

○山中委員長 続いて、議案第3号につきまして、事務局からご説明願います。

○教育研修担当部長 教育研修担当部長の風無でございます。

続きまして、議案第3号 札幌市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

まず、改正理由についてでございます。

現在、生涯学習総合センターには、平成14年度から教育センター所管の視聴覚センターが設置されており、ビデオやDVD等の視聴覚教材の貸出業務をメインとしながら、アナログ編集セットを含む視聴覚機器の貸出業務も行っております。この視聴覚センターが、平成22年度の市民評価、いわゆる事業仕分けにおきまして、事業内容や実施方法等の見直しにより事業費を縮減するよう指摘されました。

この市民評価の結果につきましては、お手元の資料1をご覧ください。

教育センターにおきましては、この市民評価の指摘に加え、近年の学校等からのニーズの変化に対応して、本事業の見直しと業務の効率化を図る観点から、平成23年度にビデオ等の視聴覚教材の配送費を縮減したところですが、平成24年度につきましても、配送方法の改善に加えて利用実績が極めて少なくなってきたおります編集機器の貸出業務の見直しを検討してきたところでございます。

資料2のアナログビデオ編集セット等の利用実績をご覧ください。

同編集セット等の保守点検等には毎年200万円を超える費用がかかっている状況ではありますが、平成21年度からアナログビデオ編集セットの利用はなく、付属機器のダビング架や効果音編集セットにつきましても、ここ数年、特に学校関係の利用が極めて少なくなっており、実際、利用されている場合におきましても、デジタル編集機器の利用に付随する形で、ダビング架等が若干利用されている現状であります。

また、資料2の下の表にありますように、デジタル編集機器の貸出業務は生涯学習部が所管しておりますが、現在の利用はアナログ機器からデジタル機器に移行しております。仮にアナログ編集機器を廃止した場合におきましても、まだ使用できるアナログ編集機器につきましては、生涯学習部への管理換えを今後予定しており、デジタル編集機器との併用による利用も可能となることから、学校や市民の利便性が損なわれる可能性は極めて低いと考えております。

これらのことから、教育センターでは、アナログビデオ編集セット等の貸出業務を廃止し、視聴覚センターの事業費を削減することが適当であると考えているところでございます。

このたび提出しております札幌市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案につきましては、アナログ機器の貸出業務の廃止に伴う規定整備を行うため改正を行うものでございます。

次に、議案の新旧対照表と資料3の現行の同施行規則をごらんください。

規則案の内容につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、アナログビデオ編集セット等の使用料を定めた別表1の削除と、それに関連する規定の整備となっております。

また、同施行規則の改正について、法制課との協議の中で法制課から指摘のありました用語の整理も、この機会にあわせて行っております。

今後のスケジュールについてですが、年明けから3月にかけて、学校等への周知を行うとともに、貸し出しが廃止される機器のうち故障しているものは廃棄しますが、先ほども申し上げましたが、まだ使用できるダビング架等の機器の一部につきましては、デジタル編集機器との併用による利用も可能となるよう、生涯学習部への管理換えを予定しております。

お手元の資料の最後にあります資料4をご覧ください。

視聴覚センターでは、メイン業務でありますビデオやDVD等の視聴覚教材の貸出業務のほかに、インターネット等の通信機器の普及により、ホームページから映像データをデジタル配信するデジタルアーカイブスを、現在、開設しております。当視聴覚センターで制作した、地域に根ざした視聴覚教材172作品をデジタルアーカイブスとしてホームページ上にアップし、学校で利用する際に、適宜、ダウンロードできる仕組みになっております。今後も学校や市民のニーズにこたえられるよう、こうしたデジタルアーカイブス等の内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、この規則案の施行期日は、平成24年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、あるいはご意見はございますか。

先ほど言われた貸出業務をやめるという関係を学校に周知するほかに、一般への周知は当然行うのですか。

○研修担当課長 現在、一般市民が直接この機器を借りには来ていなくて、登録団体という形で、あらかじめ5人以上の団体が代表者を決めて、団体登録した方々に貸し出しをしているということです。ここは、登録されている団体の方にもあわせて周知をしてまいりたいと考えております。

○山中委員長 過去の平成18年度、平成19年度で、一般の貸し出しがかなりあったけれども、それはみんな登録団体ですか。

○**研修担当課長** 一応、そういう形で登録団体に貸し出しをしております、登録は3年間有効という形で進めてきております。

○**山中委員長** 少なくとも、そこには周知をしないとまずいということですね。

○**研修担当課長** そうです。

○**山中委員長** そのほかに、一般に周知する必要はないのですか。

○**研修担当課長** それ以外の一般というのではないと思うのです。ただ、ホームページ上では当然周知をしてまいりたいと考えております。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**西村委員** 最近、ブルーレイディスクが出てきました。古いものはもちろん使う人がなくなったのですが、ブルーレイを使いたいといったことはないのですか。

○**研修担当課長** そもそも、ダビングをする際に、アナログ機器が学校教育部所管で、デジタル部分は生涯学習部が所管しているかということ、成り立ちからもともと市民の便に一定供するという趣旨で、教育文化会館にあった時代からの考え方とすれば生涯学習部、当時の社会教育部です。そして、学校の先生方の便に供するという趣旨で学校教育部がこちらを所管するといういきさつで来ております。今、ご質問にありましたブルーレイはデジタル分野で、いわゆる昔のテープをぐるぐる回して見る、あのテープが基本的に我々の所管の部分になります。

デジタル部分の編集機器については、生涯学習部の方で継続して取り組んでおりますので、そちらの方で時代に対応した改善が行われるのではないかと思います。

○**西村委員** どちらに借りに行けばいいのかわからなくなりますので、その辺の整理も必要なのかなと思いました。

○**山中委員長** その辺は、わかるようになっているのですか。

○**研修担当課長** 我々の方については、今、アナログの利用のニーズがかなり低下したという前提で、関係者には周知したいと思います。

○**山中委員長** 今、西村委員が言われたのは、所管の関係ですね。

○**西村委員** 何をどこに借りに行ったらいいのかということは、私はよくわからなかったのですが、先生や一般の方はちゃんとわかっていらっしゃるのですか。

○**研修担当課長** デジタル関係の教材も、アナログ関係の教材も、貸し出しを行う受け付けは一本化されておりますので、その辺については問題ないかと思います。

○**山中委員長** それでは、議案第3号につきましては、原案どおり決定ということよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように決定されました。

○山中委員長 それでは、議案第4号ですが、ここからは公開されない議案ですので、傍聴者の方はご退席をお願いします。

以下 非公開